

令和6年度最高裁判所総合評価審査委員会（第2回） 議事概要

開催日及び場所	令和6年11月28日（木） 最高裁判所、明海大学、工学院大学、明治学院大学
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・ 質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

議事1 令和5年度下半期工事等の発注状況（報告事項）について

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

建設業界における厳しい状況が、裁判所においても表れているものと言える。報告された対応策により、競争性を維持しつつ、適切な契約に結び付けてもらいたい。

【委員】

応札者が1者のみの場合、提案の評価は行うものの比較がされないことになり、総合評価として審議する意味合いが薄れることについて、非常に危惧するものである。

【委員】

指名停止となった業者について、指名停止の期間を確認したい。

【事務局】

案件ごとに、その原因によって指名停止期間が定められている。

【委員】

指名停止業者数について、前年度との比較における傾向について説明されたい。

【事務局】

令和4年度は45者、令和5年度は上半期の10者と下半期の35者を合わせると45者となり、指名停止数は変わらない状況にある。

【委員】

建設業界は非常に繁忙との報告であったが、そのことと指名停止業者数との関係性の有無について説明されたい。

【事務局】

関係性はないものと考えている。

議事2 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価結果について
鳥取地家簡裁庁舎新営建築工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

加點評価とされた項目はそれぞれ異なるが、評価点が3者とも同じ点数となり、結果的に価格競争で落札者が決定される状況について、応札者が少なく、加えて再度公告案件であることを踏まえても、総合評価として判断する意味合いが薄れることになり残念である。提案内容についても既視感のあるものが多く、WTO案件の提案として物足りなさが感じられる。一方で、建設業界全体として多くの手持ち工事を抱えており、無理して契約

することによる弊害を回避する意図もあると想定される中で、発注者として調達を進めていく上での苦労が多いことが危惧される。

【委員】

タイル裏面の接着剤の付着率を確認する提案について、具体的な確認方法と確認頻度について説明されたい。

【事務局】

全てのタイルを剥がして確認することはしないが、ある程度の箇所を無作為に抽出して剥がし、付着面を目視で確認することになると思われる。

【委員】

了解した。

【委員】

合わせて1つの加点評価とするという判断について、タイル張りの精度は作業員個々の技量に左右されるところ、作業前の試験と同等の精度で施工時の検査も実施されるべきであり、関連付けて判断することは当然のことと考える。

【委員】

合わせて1つの加点評価とするという判断について異論はないが、検査時に剥がしたタイルは再使用するのか確認したい。再使用しない場合、材料費への影響も考えられ、結果として試験回数にも関係してくるものと思われる。

【事務局】

提案内容からは確認できないが、接着剤を除去したうえで材料として適切であれば、再使用の可能性もあると想定される。

【委員】

了解した。関連して、本案件の初回の手続きにおける評価結果について確認したい。

【事務局】

2者から申請があり、評価テーマごとに5項目の提案が出され、そのうち数項目については標準案もしくは不採用としている。

【委員】

優れた提案が出されたのか確認したい。

【事務局】

概ね適切な内容の提案が出されたものと記憶している。

【委員】

了解した。

議事3 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価結果について 最高裁庁舎機械設備改修工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

加点評価とした配管の一部を取り外し可能な構造とする提案について、運用段階での点検を容易に行うための提案であるが、工事後の点検・保守に関する提案を求めることの相

当性についてはやや疑義が残るところである。また、設計段階では基本的な配管ルートを示し、施工後に実際の情報を盛り込んだ図面を作成することになるが、取り外し可能な配管を設置することについて、出来形として設計上の想定範囲内の部材と捉えてよいものか疑問ではある。しかし、大きな流れが生じる部位は劣化し易いため、このような部材を組み込むことが適切な点検の実施につながることは理解できる。通常、大きな力が加わるところに継ぎ手は設置しないことから、そこが弱点となり漏水が発生した場合、発注者として責任を負う可能性も想定されるため、施工後の確認は確実に実施されたい。

【事務局】

ご意見のとおり、大きな流れが生じる部位へ設置することによる漏水の危険性についての議論はあったが、漏水の危険性はなく且つ劣化の可能性のある部位の近傍に設置することで、劣化状況の確認が可能となるものと考え、加点評価と判断したものである。

【委員】

この提案は設計上の出来形を変えるものではなく、設計内容と同レベルのものとして実施され、仮に何らかの不具合が生じた場合は、発注者として責任を負うことも想定した上で、劣化の可能性のある部位の近傍に設置するという認識であれば、この判断結果について異論はない。

【委員】

交換用部材の納品に関する記載について、取り外し可能な短管の予備品を準備することと捉えてよいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。

【委員】

数年後の点検において劣化が確認され予備品と交換した場合、それ以降の劣化の比較ができなくなり、検査として成り立たなくなるのではないか。

【事務局】

検査の段階で設置する短管はあくまでも仮設のテストピースと考えており、検査後には既設の運転用の短管に戻すことで、検査後の劣化状況の比較が可能となるものと考えている。

【委員】

この提案の趣旨として、検査時にバイパスを設置するか、もしくは仮設のテストピースを用意するかのいずれか一つを実施するという理解でよいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。

【委員】

計測メーターのゲージ部を色分けし視認性を向上させるという案について、メーターのどの部分に着色するのか説明されたい。

【事務局】

ガラスの表面に張り付けるものと想定している。

【委員】

了解した。

【委員】

高所の計測メーターを45度下方に傾けるという提案について、当然実施すべき内容であるにもかかわらず提案されており、申請者は標準案と同等であることを理解していない可能性も考えられる。加点評価と判断したことについて異論はないが、申請者の読み込み不足が懸念される提案である。

【事務局】

ご指摘のとおり、標準案と同等の記載との認識はあったが、あくまでも標準案を超える提案内容が記載されている点を踏まえ、加点評価と判断したものである。

【委員】

評価結果については問題ないが、申請者が1者のみであった点について、事務局より補足等があれば説明されたい。

【事務局】

改修工事は新営工事と比較して参加者数が非常に少ない状況にある。本案件に関しては、初回の公告分においても2者からの申請に留まり、更に、前年度の別案件においても1者のみの申請であった。また、評価点についても、今回は60点という高得点であったが、初回の公告分においては、1者が53点、もう1者は0点となり、申請者間のバラつきが大きく明確な傾向が掴みにくい状況にある。今後も議事1でも触れたとおり、申請者数の拡大について状況を注視しつつ対応を進めていきたいと考えている。

(議事終了)